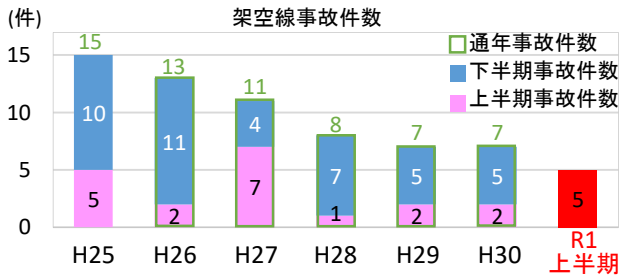


架空線事故が増加しています ～再度、注意喚起を！～



架空線事故は例年、地下埋設物事故に次いで発生件数の多い事故であることから、「工事等事故防止重点対策項目」に位置付け、事故防止に取り組んでおり、ここ数年の発生件数は減少傾向となっていました。ところが、今年度は上半期だけで既に**5件の事故が発生**しており、非常にハイペースな発生状況となっています。現場における架空線明示等対策の徹底はもちろん、再度作業員等への注意喚起を行い、事故防止に努めてください。

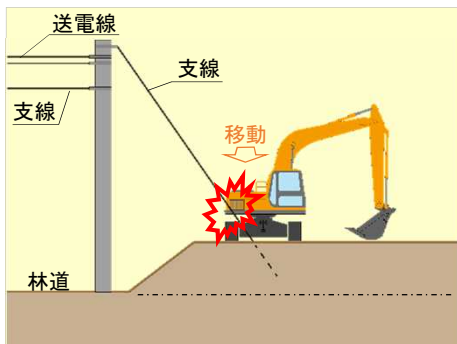
今年度発生した架空線事故の事例

事例① 近接施工時における注意喚起・指示等不十分

【事故概要】 ダム工事現場において、土砂敷き均しをしていたバックホウのボディが電柱の支線に接触。そのまま支線を引っ張りながら進んだため、電柱が折れ、電線を破断。

【被害状況】 電線と電柱1本の破損
※電力の供給先である雨量観測所が蓄電池で対応できたため、第三者への影響なし。

【主な要因】 ①電柱支線との近接施工に際して、電柱支線の明示を怠った。
②盛土範囲について、作業員への指示・確認が不十分だった。

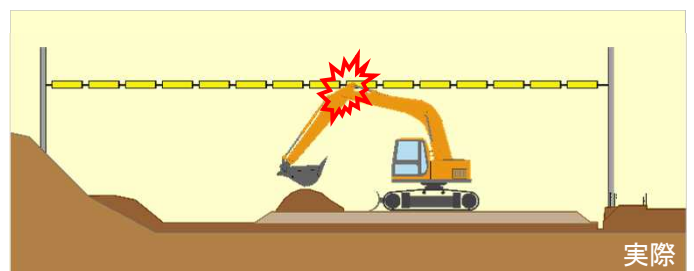
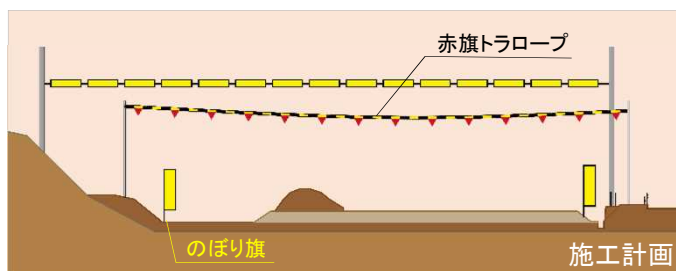


事例② 施工計画の不遵守

【事故概要】 土砂敷き均しをしていたバックホウがアームを上げたまま旋回し、携帯電話会社の光ケーブル1本を切断（盛土完了後に赤旗による架空線明示を予定しており、事故当時は注意喚起のぼり旗を設置していたものの、台風の影響で風が強かったため、一時的に撤去していた）。

【被害状況】 携帯電話会社の光ケーブル切断
※別基地局で通信をカバーできたため、第三者への影響なし。

【主な要因】 架空線位置を赤旗、看板等で明示するなどの施工計画が遵守されずに作業が実施された（見通しの良い環境で、光ケーブルには防護カバーがされ、架空線をはっきり確認できる状況であったため、赤旗明示や注意喚起のぼり旗等がないまま作業を実施した）。



安全対策を確実に行って架空線事故を未然に防ぎましょう！

～架空線事故による公衆災害～

架空線事故は社会に大きな影響を与え、生命の危険や、経済活動をも揺るがしかねない事態に陥ることもあります。

交通に…※1



給水に…※2



病院に…



工場に…



オフィスに…



学校に…



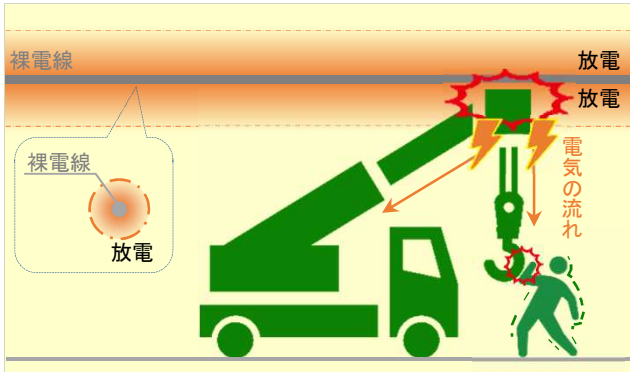
生活に…



※1：電車の運休や道路信号機の消灯による混乱を招く恐れがあります。

※2：浄水場が停電した場合、住宅や施設に大きな影響があります。

～架空線事故による労働災害～



送電線に接近すると、放電が起こり、車体やワイヤーなどを伝わって電気が流れ、感電することがあります。

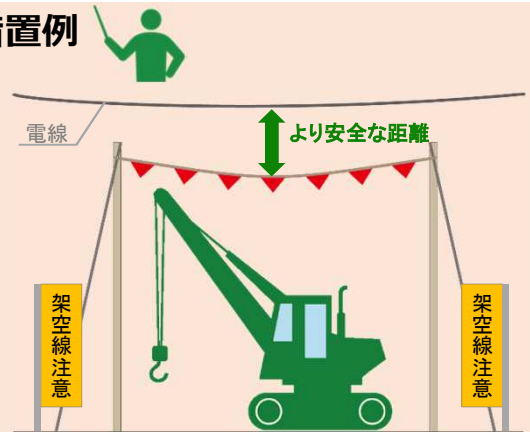
送電線には高い電圧の電気が流れています。また、裸電線のため、接近するだけで感電する恐れがあります。(電圧が高いため、防護カバーの取り付けができません) 作業員が感電すると、深刻なダメージを負ったり、最悪死亡するケースもあります。

また**配電線に接触すると、同様に感電する恐れ**があります。

架空線への接近防止措置例

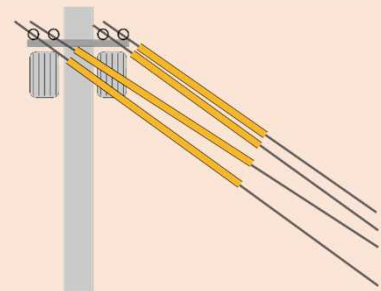
■送電線（裸電線。11kV～500kV）の場合

- 主に鉄塔（一部はコンクリート柱）が使用され、工場・発電所・変電所等に引き込まれています。
- 安衛則では電圧毎に最小離隔距離を2.0～10.8mと定められていますが、各電力会社では停止時の“ジブ振れ”や“目測による誤差”を考慮し、「より安全な距離」を設定しています。
- 接近を防止する目印として、赤旗、マーキング、看板等の、防護施設・注意喚起標識を設置しましょう。**



■配電線（被覆電線。100V～6600V）の場合

- 主にコンクリート柱（一部は木柱）が使用され、民家の周辺や道路沿いの柱上に変圧器・断路器があります。
- 安衛則では、電圧毎に最小離隔距離を1.0～1.2mと定められていますが、送電線と同様に「より安全な距離」を設定しています。
- 防護カバーの取り付けを電力会社に依頼してください。**
- 防護カバーが取り付けられていても触れると感電する恐れがあります。**防護カバー取り付け後も、安全な離隔距離を確保しましょう。**



- 送電線・配電線いずれの場合でも、**架空線から安全な距離を確保できるよう、接近防止警告装置等の新技術の活用も検討しましょう。**

工事現場の事故防止へ、より一層の意識向上を図る ～安全協議会を開催しています～

今年度も各地で安全協議会を開催しており、11月は下記日程で開催します。工事全般における『安全』について考える良い機会ですので、奮ってご参加ください。

◆豊岡河川国道事務所工事安全協議会

11月13日（水）13：30～ 但馬地域地場産業振興センター 2階多目的ホールにて

◆紀南河川国道事務所工事安全協議会＋円滑化説明会

11月26日（火）13：30～ 和歌山県情報交流センターBig・Uにて

近畿地区建設工事安全対策推進協議会（舗装部会） 現場点検合同パトロール報告

■ 合同パトロール実施工事：西脇北バイパス大門地区他改良舗装工事
■ 受注者：常盤工業株式会社大阪支店

近畿地区建設工事安全対策推進協議会※（舗装部会）にて、（一社）日本道路建設業協会関西支部・近畿地方整備局現場点検合同安全パトロールを実施しました。
各現場においても安全点検に活用し、一層の工事事故防止に努めてください。

「路肩作業、高所作業」における指摘事項

- ① 「路肩注意」のぼりが現状の路肩（三角コーン位置）から離れた位置に設置されている。
- ② 赤旗ロープの外側で側溝設置作業実施しており、注意喚起になっていない。
- ③ 高所作業であるにも関わらず、周囲に親綱等がなく、安全帯を引っ掛けることができない。



改善行動（段階的に改善行動を実施）

- ① 現場の進捗状況に応じた路肩位置を明示するべくのぼり設置位置を修正。
- ② 作業位置を考慮し、赤旗ロープの設置位置を修正。
- ③ 支柱（単管）及び親綱ロープを設置。



「歩道利用者への注意喚起」への指摘事項

歩道と工事現場が隣接しており、立入禁止措置として単管バリケードを設置していたが、夜間時の歩道利用者への配慮が不十分。



「監視員の明示」への指摘事項

重機による掘削時、監視員を配置していたが、オペレーター等から見て監視員とその他作業員との区別が付きにくい。



改善行動

夜間時の歩道利用者への注意喚起強化としてデリネータを増設。



夜間の状況

改善行動

ヘルメットに「監視員」と明示し、その他作業員と区別できるよう工夫。



好事例

土砂や殻の運搬作業が多く発生するため、現場に簡易トラフィックカウンターを設置し、より確実な過積載防止を実施。



※安全対策の確立に向けて「公共工事の発注における工事安全対策要綱（平成4年7月1日）」が定められています。同要綱を踏まえ、現場における事故の実態並びに安全管理上の問題点を明らかにし、これに対応した具体策の検討を行うため、直接、工事を施工する建設業界との意見交換の場として「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」が設立されています。

事故防止に向け、再度の安全確認を！

10月号（第302号）におきまして、記載に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、訂正いたします。
【訂正箇所】 P1上段左グラフ（年度別工事等事故発生件数（累計））中の平成30年度事故件数（誤）146件（正）136件

